



Title	敦煌税羊文書考
Author(s)	坂尻, 彰宏
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2003, 37, p. 1-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48072
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

敦煌税羊文書考

坂 尻 彰 宏

はじめに

大英図書館所蔵の敦煌文書には、帰義軍政権による羊の徵収に関係するS八四四六十八四六八十八四五、S八四四八A、S八四四八Bの三件の文書が存在する。これらの文書は人名や羊数等の具体的な情報を多く有しており、敦煌オアシス周辺の牧畜業の実態を探るうえで欠くことのできない史料である。このうちS八四四六十八四六八十八四五は「税羊」等の羊の徵収に関する表現を有しており、他の二件の文書とも密接に関係している。そこで、本稿では便宜的にこの三件の文書を「税羊文書」と総称する。⁽¹⁾

この税羊文書に関しては、榮新江氏によつて編まれた目録の中で、すでに多くの情報が与えられ、その重要性が強調されている「榮新江一九九四三四、八八一九二頁」。⁽²⁾ まず、榮新江氏は税羊文書に含まれる一二のテキストに解説を施し、これらが帰義軍政権領域内の常樂鎮と紫亭鎮とで行われた羊の徵収の際に作成されたリストとそれに関連する記事とであることを指摘している。また、リストに含まれる全ての人名を録出し、リスト間の人名の重複

からこれらのリストが互いに密接な関係にあることも提示している。さらに、人名を手がかりに税羊文書に記された年代を、己年（九四五）、丙午年（九四六）、丁未年（九四七）、辛亥年（九五一）に比定している。⁽³⁾

榮新江氏による紹介以来、税羊文書は帰義軍時代の敦煌オアシス周辺の牧畜業に関する研究に利用されてきた。鄭炳林氏は敦煌オアシス周辺の放牧地分布と各放牧地の特徴とを分析する中で本文書に言及し、紫亭鎮と常樂鎮との周囲がそれぞれ主要な放牧地であったことを指摘している「鄭炳林一九九六 一〇一二、一五頁」。また、張亞萍氏は帰義軍政権の牧羊専門機関である羊司の職掌を説明し、本文書に触れて羊司の徵収業務について述べている「張亞萍一九九七 一三〇頁」。さらに、乜小紅氏は、帰義軍時代における民間の牧畜業の発展を示す史料として本文書を取り上げている「乜小紅二〇〇三 八〇一八六頁」。これに加えて、筆者は本文書の概要、全体的な構成、内容の持つ意義について報告し「坂尻一九九九 一三六頁」、帰義軍時代に作成されたチベット文牧畜関係文書の分析を行う中で、鎮の駐在官たちが鎮周辺の牧畜に深く関わっており、鎮における羊徵収業務に責任を負っていたことを、本文書を利用して明らかにした「坂尻一〇〇二 七五一七七頁」。

しかしながら、税羊文書そのものに対する研究はほとんど手つかずの状態である。なぜなら、前述の鄭炳林、張亞萍、乜小紅の三氏の論文では、榮新江氏の目録の記事をそのまま引用し、文書そのものから直接分析しているわけではないからである。それゆえ、目録には記載されていない文書内容の検討はなされていない。一方、筆者の論文では関係する箇所「S八四四六一八四六八十八四四五(3)、(4)、裏(2)」の録文を作成し分析を行った。ただし、紙幅や論旨の制約のため文書全体の録文は提示しておらず、税羊文書 자체に対する検討は行わなかつた。

そこで、本稿では筆者の原物調査の結果に基づき、まず税羊文書の全ての録文を提示し議論の基礎とする。次に

文書の形態や書式の分析から、税羊文書の文書処理過程に考察を加える。そして、最後に文書の内容からリストを分類し、文書の機能を軸に税羊の徵収過程を再現する。

1 錄文

まず、税羊文書の録文を提示する。⁽⁴⁾ なお、テキストの番号は

榮新江氏の目録に従い、リストの内容を表として添える。

S八四四六十八四六八十八四四五

前缺

□□□

(1)

1 内午年六月廿七日、羊司於常樂稅羊納羊人名目。

2 田副使納羊三口。王再寧納兩口。氾康員羊兩口。

3 沔賢信納兩(壹)口。沙骨兒羊兩口。陽監使羊拾(捌)口。

4 翟海通羊一口。史安德羊一口。米安定羊兩口。米安久兩口。

5 杜午信羊三口。陰阿鞠羊兩口。王勤忠羊一口。胡清子羊一口。

6 王清々羊兩口。索建宗羊一口。董清兒羊一口。張王三羊一口。

7 張文建羊一口。周略子羊一口。周清奴羊一口。安員住羊一口。

8 蘇富昌羊一口。王保住羊一口。康章午羊一口。康文君羊陸口。

9 何都知羊五口。杜神好羊兩口。氾賢々壹口。李通信羊一口。

表1 (1)のリスト

田副使	3	王勤忠	1	康章午	1	賈鶴子	2
王再寧	2	胡清子	1	康文君	6	陳南山	1
氾康員	2	王清々	2	何都知	5	吉安住	2
氾賢信	1	索建宗	1	杜神好	2	吉員通	4
沙骨兒	2	董清兒	1	氾賢々	1	田永住	1
陽監使	8	張王三	1	李通信	1	張再誠	1
翟海通	1	張文建	1	杜神慶	2	裴員信	2
史安德	1	周略子	1	杜幸深	3	翟鄉官	1
米安定	2	周清奴	1	陽潤寧	3	陽友信	2
米安久	2	安員住	1	董再住	1	王員德	2
杜吳信	3	蘇富昌	1	氾富定	1+2	46人	89頭*
陰阿鞠	2	王保住	1	安揭撻	2	* 実際には90頭	

- (2)
- 1 丙午年三月九日、羊司譜見得名目。
- 2 姚義盈羊壹口。馬竹訥羊兩口。王丹子羊兩口。大曹都知
3 羊陸口。曹願昌羊肆口。汎鄉官羊壹口。張清児羊肆口。
- 4 安于悉鶴羊壹口。陰再住羊肆口。王丹々羊肆口、又壹口。
- 5 王鐵子羊壹口參口。押衙張延得羊伍口。賈鄉官羊壹口。
- 6 吳賢子羊拾口。李吉昌羊兩口。王棟校羊兩口。李榮田羊肆
7 口。景三々羊肆口。孟子盈羊拾口。慕容住子羊壹口。龍宗子
- 8 羊拾口。悉末羅丹羊參口。王于羅丹羊壹口。南醜胡
- 9 參口。朱可遮羊壹口。王安奴羊參口。吳阿鸞羊壹口。安于
- 10 悉鶴羊壹口。李阿朵兩口。翟全子羊壹口。押衙唐醜児羊兩口
- 11 壹口、又兩口。
- 計壹伯壹口。
- 10 杜神慶羊兩口。杜幸深羊三口。陽潤寧羊三口。
- 11 董再住羊一口。汎富定羊一口。安攜撻羊兩口。賈鶴子羊兩口。
- 12 陳南山羊一口。又汎富定納羊兩口。吉安住羊兩口。
- 13 吉員通羊肆口。田永住羊一口。張再誠羊一口。裴員信
- 14 羊兩口。翟鄉官壹口。陽友信羊兩口。王員德羊兩口。
- 〔表亭〕：〔計羊八十九口〕……

(3)

1 丙午年二月十九日、稅已年出羊人名目。王安奴伍口。楊山鶴壹口

表2 (2)のリスト

姚義盈	1	押衙張延得	5	王于羅丹	1
馬竹訥	2	賈鄉官	1	南醜胡	3
王丹子	2	吳賢子	10	朱可遮	1
大曹都知	6	李吉昌	2	王安奴	3
曹願昌	4	王校棟	2	吳阿鸞	1
汎鄉官	1	李榮田	4	李阿朵	2
張清児	4	景三々	4	翟全子	1
安于悉鶴	1+1	孟子盈	10	押衙唐醜児	1+2
陰再住	4	慕容住子	1	30人	101頭
王丹々	4+1	龍宗子	10		
王鐵子	3	悉末羅丹	3		

2	楊漢兒壹口。南醜胡兩口。宋再定陸口。李竹子參口。王丹子參口。張善通
3	壹口。張清兒捌口。蘇朵子柒口。石富寧參口。姚義盈兩口。杜寧子肆口。
4	孔義弘壹口。高都頭參口。曹再晟兩口。王于羅丹壹口。王丹々拾口。唐醜
5	兜壹口。王鐵子兩口。□□住參口。李阿朵陸口。唐不梳頭壹口。景
6	都衙肆口。朱悉羅壹口。李榮田伍口。何訥兒柒口。賈鄉官兩口。
7	龍宗子肆口。孟子盈肆口。張慶安兩口并得子。王悉羅丹壹口。
8	都計數壹伯陸口。內兩口死、領不得。榮田李奴子「略花押」
9	副使陳「略花押」
10	副使陳「略花押」
11	丙午年二月廿四日不奉官格。副使陳保定・監使王速略
12	着罰羊拾口。內得羊肆口。更殘陸口。在貳人身上者。
13	監使王「略花押」
14	副使陳「略花押」
(4)	
(5)	
1	丁未年四月十二日、米羊司就於常樂官稅掣
2	家羊數。謹具名目。
3	陽安德白羊參口、玷羊貳口。康文君白羊伍口、玷羊
4	參口。汨荀子玷羊壹口。荆文進白羊壹口。陽再子白
5	羊壹口、玷羊壹口。令狐什德殺羊壹口。何住子白羊

表3 (3)のリスト

王安奴	5	張善通	1	高都頭	3	李阿朵	6	龍宗子	4
楊山鷄	1	張清兒	8	曹再晟	2	唐不梳頭	1	孟子盈	4
楊漢兒	1	蘇朵子	7	王于羅丹	1	景都衙	4	張慶安	2
南醜胡	2	石富寧	3	王丹々	10	朱悉羅	1	王悉羅丹	1
宋再定	6	姚義盈	2	唐醜兒	1	李榮田	5	32人	106頭
李竹子	3	杜寧子	4	王鐵子	2	何訥兒	7		
王丹子	3	孔義弘	1	□□住	3	賈鄉官	2		

- 6 両口、玷羊両口。氾康員殺羊両口。米安定殺羊壹口。
- 7 蘇富昌白羊壹口、玷羊壹口。氾賢々白羊両口。沙骨児
- 8 白羊壹口、玷羊両口。史安吉白羊壹口。杜神好白羊両口、殺一口。索愁奴
- 9 玷羊壹口。史安吉白羊壹口。杜神好白羊両口、殺一口。
- 10 吉安住白羊両口、玷羊壹口。陽友信白羊両口、殺羊
- 11 両口。米安久玷羊肆口。慶児殺羊壹口。張王
- 12 三殺羊壹口。裴員信殺羊両口。田副使白羊壹口、玷一口。
- 13 氾賢信白羊壹口、玷羊壹口。周清奴殺羊両口。
- 14 翟善德羊壹口。張員滴白羊壹口、殺羊壹口。李福
- 15 達殺羊壹口。王保住殺羊壹口。翟善員殺羊一口。
- 16 陳南山白羊壹口、玷羊壹口。陰南山殺羊壹口。吉員通
- 17 玷羊壹口。杜神慶白羊壹口。王保達殺羊壹口。安攜
- 18 撻玷羊壹口。「八月廿日、於常樂百姓左愁子手上、
- 19 領得羊伍十貳口」。「十一月十九日、常樂氾平水手
- 20 上、領得羊二十六口」。「杜伍子前後納羊柒檢按
- 21 無名口「未不得」。「略花押」

(6)

1 辛亥年正月廿七日、紫亭羊數名目。2 初滿就谷過見羊十六口。馬竹訥羊残八口一百六十四口。

表4-1 (5)のリスト 前半

	ヒツジ	ヤギ	計	蘇富昌	1	1	2
陽安徳	3	2	5	氾賢々	2		2
康文君	5	3	8	沙骨児	1	2	3
氾荀子		1	1	史安口	4	3	7
荊文進	1		1	索愁奴		1	1
陽再子	1	1	2	史安吉	1		1
令狐什徳		1	1	杜神好	2	1	3
何住子	2	2	4	吉安住	2	1	3
氾康員		2	2	陽友信	2	2	4
米安定		1	1	米安久		4	4

3 朱幸千一百六十六口。唐万住「殘九口」一百三十口。監

4 便羊一百二十三口。孟押衙一百六十四口。王讀

5 丹羊四十六(七)口。帳設七口。楊乞悉「惜」二口。

6 十七口。何渴羅「五十口」四十七口。楊郎二十二口。

〈後缺〉

裏(1)

〈前缺〉

1 □ 賢集九口。翟安住十口。龍宗子十一

2 □ 家小娘子羊一百八十四口。吉昌群「二」

3 □ 悉鵝羊三百四十三口。又于悉鵝羯羊二百九口。

4 何羅拙羊兩口。斯忠一口。陳家小娘子二百

5 十七口。唐遊奕八十三口。康慶信十口。于悉鵝

6 官羊□四百。董胡八四十口。

裏(2)

1 丁未年十一月廿五日常樂副使田員宗手上、領得新
2 稅羊肆拾肆口。恐後□加用為後記。「略花押」

表4-2 (5)のリスト 後半

□慶兒		1	1	翟善員		1	1
張王三		1	1	陳南山	1	1	2
裴員信		2	2	陰南山		1	1
田副使	1	1	2	吉員通		1	1
氾賢信	1	1	2	杜神慶	1		1
周清奴		2	2	王保達		1	1
翟善德	1		1	安撾撻		1	1
張員滿	1	1	2	36人	33頭	45頭	78頭
李福達		1	1				
王保住		1	1				

S 八四四八 A

1 辛亥年正月廿七日、紫亭羊數名目。

2 何攜羅兩口。于羅悉鷄一口。景都衙六口。

3 李竹子兩口。泊麵國兩口。慕容荀婦兩口。又一口。

4 李副使四口。楊乞悉喏一口。楊郎一口。景速

5 多五口。景都知兩口。楊山鷄一口。孟押衙六

6 口。王毒^單兩口。董胡八兩口。唐万宣^{又一口}一

7 宋般訥一口。王鎮使羊八口。草澤使兩口。

8 王遊奕六三口。朱乞勿略一口。王鐵子兩口。

9 楊家依婆兩口。泊都知一口。孟宣德^{又二}兩口。

10 朱判官一口。楊平水伍口。陰都知伍口。

11 曹三兩口。曹郎榮^{又一}口。酒司兩口。菜攜

12 子一口。何婆奴一口。何万達一口。何知客一口。

13 朱阿朵一口。何悉鷄一口。善通羊一口。

14 馬竹訥伍口。又一口。監使四口。唐万住伍

15 □^(口)。□^(朱)幸千六口、又一口。

16 再晟与羊司一口。于悉鷄一口。

<後缺>

表5 (6)のリスト ※ () 内は「残」の頭数

	頭数	王諱丹	47
初満	16	帳設	7
馬竹訥	160(8)	楊乞悉喏	27
朱幸千	166(9)	何攜羅	50
唐万住	130(5)	楊郎	22
監使	123(9)	11人	912(45)頭
孟押衙	164(14)		

S八四四八B

△前缺

- 1 景都衙羊一百六十口。于羅悉鷄三十口。
 2 景速多一百三十四口。景大女都知伍十八口。
 3 楊山鷄二十口。李竹子二百口伍拾口。
 4 「殘六口」。泊麪羅十一口。李夔羅十口。李屈
 5 迎、李副使一百四口。
 6 索般納二十口。唐万宣三十六口。
 7 兩口。何倉曹一口。木蘿單兩口。龍平水一口。
 8 王鎮使二百九十九口。王虞候伍口。草澤使
 9 四十口。王遊奕七十口。朱乞勿略三十口。
 10 王鐵子四十口。楊家依婆三十九口。
 11 沽都知二十四口。孟宣德伍十口。
 12 平水一百二十五口。陰都知一百二十九口。
 13 「殘五口」。酒司六十二口。何万達二十五口。程攜
 14 子二十五口。何知客羊二十五口。何婆奴二十五口。

表6 裏(1)のリスト

	頭數	備考	何羅拙	1	
口賢集	9		斯忠	1	
翟安住	10		陳家小娘子	217	捉羊3
龍宗子	11		唐遊奕	83	
口家小娘子	180		康慶信	10	
吉昌	100		于悉鷄	400	官羊
于悉鷄	343		董胡八	40	
于悉鷄	209	羯羊	12人	1614(捉3)頭	

S 八四四八 B 裏

△後缺

B 裏 (1)

△前缺

1 沂九子阿郎伍口。朱阿朶九口。
 2 「鉢」四口。何悉鷄兩口。
 3 何倉曹六口。善通伍十三口。
 4 阿婆四口。何悉鷄六口。
 5 元寧六十二口。
 6 翟孔目羊三五口。
 7 張清児一百口。捉羊兩口。
 8 犀群母羊三百三十七口。羯羊一百三十三口。
 9 官牧羊人元寧三百八十六口。
 10 四十二口。七十五口。沂宅官十五口。
 11 群口。

「七」
「九」「七」
「九」

5 元寧六十二口。

B 裏 (2)

△後缺

6 翟孔目羊三五口。
 7 張清児一百口。捉羊兩口。
 8 犀群母羊三百三十七口。羯羊一百三十三口。
 9 官牧羊人元寧三百八十六口。
 10 四十二口。七十五口。沂宅官十五口。
 11 群口。

△後缺

表7 Aのリスト

何撝羅	2	孟押衙	6	孟宣德	1	何悉鷄	1
于羅悉鷄	1	王毒单	2	朱判官	1	善通	1
景都衙	6	董胡八	2	楊平水	5	馬竹訥	5+1
李竹子	2	唐万宣	1+1	陰都知	5	監使	4
泊麵國	2	宋般訥	1	曹三	2	唐万住	5
慕容荀婦	2+1	王鎮使	8	曹郎榮	1	朱幸千	6+1
李副使	4	草澤使	2	酒司	2+1	再晟	1
楊乞氣咲	1	王遊奕	3	菜揭子	1	于悉鷄	1
楊郎	1	朱乞勿略	1	何婆奴	1	44人	111頭
景速多	5	王鐵子	2	何万達	1		
景都知	2	楊家依婆	2	何知客	1		
楊山鷄	1	泊都知	1	朱阿朶	1		

2 形態からみた文書の原形

三件の文書のうち、S八四四八A、Bはそれぞれ一紙片からなる単体の文書である。一方、S八四四六十八四六八十八四五五は、全部で六つの紙片イーへからなつていて、「図1参照」。これらの紙片はそれぞれ紙色、紙質が異なり、紙片へにのみ約3cm幅の折り目が垂直方向にある。

なお、この文書は咸通五年（八六四）作成の「四觀音文殊普賢圖」（縦一四〇・七×横九七・〇cm）の裏貼りから復元されたものであるらしい。⁽⁵⁾ 文書は中程で水平方向に切斷されているので、もとは縦一三〇×横一五cmほどの二つの細長い補強用の紙片として、それぞれこの仏画の裏側に縦方向に貼附されていたと思われる。実際に文書の裏面を観察すると、糊跡と思われる変色が一面に広がっており、絹布の断片や顔料の染みが点在している。

さて、紙質・筆跡・墨色などの観察からは、S八四四六十八四六八十八四五五がもともと五つの独立した文書を貼り

※ () 内は「残」の頭数

表8 Bのリスト

	頭数	李夔羅	10	王鎮使	290	楊平水	125
景都銜	160(10)	李屈迎 李副使	100(9)	王虞候	5	陰都知	129(4)
于羅悉鷄	30(5)	慕容荀婦	64(14)	草澤使	40	曹三	55(5)
景速多	134(9)	索般訥	21	王遊奕	75	酒司	62
景大女 都知	58(7)	唐万宣	41(11)	朱乞勿略	30	何万達	25
楊山鷄	25	朱春芬	2	王鐵子	45	程揖子	25
李竹子	50	何倉曹	1	楊家依婆	39(欠2)	何知客	25
泊麵國	16(6)	木羅單	2	泊都知	24	何婆奴	25
泊夔羅	11	龍平水	1	孟宣德	55(5)	36人	1800(87)頭

連ねたものであることがわかる。なぜなら、文書を構成する六つの紙片は紙質などがいずれも異なつており、筆跡や墨色に関しても紙片イと紙片ロとが共通していることを除けば、同じものは一つもないからである。このことは、紙片イと紙片ロとが一つの文書を構成し、他の四つの紙片はそれぞれ別の手で書かれた独立した文書であつたことを示している。また、全ての紙片は中央の切断面で段差無く切断されており、この文書を仏画の裏貼りとして再利用するためには、これらの紙片がすでに連接された状態であつたことは確實である。

さらに、S八四四六十八四六八四四五は現存するものよりさらに長かつたと思われる。まず、紙片イの右端には微かではあるが紙縫の痕跡があり、前に接合されていた文書の残画も見受けられる。また、本文書の紙片ヘとS八四四八Bとは、紙色・紙質・折り目の幅・文書の上端からの余白の幅が共通しており、筆跡や墨色も酷似している。これらの点からみて紙片ヘとS八四四八Bとは同じ文書の離れである可能性が高い。なお、この接合に関しては本稿の第四章で再度検討する。

表10 B裏(2)のリスト

翟孔目	35
陰定子	109(捉3)
張清児	100(捉2)
官牧羊人曹再晟	母羊 337 羯羊 133
官牧羊人元寧	396 +?
善通	275
氾宅官	15
7人	1400(捉5)頭

表9 B裏(1)のリスト

氾九子阿郎	5	善通	50
朱阿朶	7	米命略	3
畫阿朶	9	阿婆	4
吳初鉢満	4	張慤通	3
何悉鶴	2+6	元寧	62
何悉當	2	12人	163頭
何倉曹	6		

3 書式と文書処理

税羊文書には一〇のリストが含まれている。まず、これらのリストの冒頭部分を引用し、この部分に書かれる①日付・②徵收者・③徵收地・④事書きについてその特徴を比較する。ただし、欠落のある裏(1)・B・B裏(1)、冒頭部分のないB裏(2)の四つは除く。なお、引用文は要素ごとに空白で区切る。

①日付 ②徵收者 ③徵收地 ④事書き

- (1) 丙午年六月廿七日 羊司 於常樂 税羊納羊人名目。
(2) 丙午年三月九日 羊司 (紫亭) 諸見得名目。
(3) 丙午年二月十九日
(5) 丁未年四月十二日 米羊司 就於常樂 税已年出羊人名目。
(6) 辛亥年正月廿七日 紫亭 官稅掣家羊數。謹具名目。
A 辛亥年正月廿七日 羊數名目。

①日付はすべて干支と月日とからなつており共通している。②徵收者は(3)、(6)、Aでは欠けている。③徵收地は(2)、(3)には書かれていない。ただ、紙片口と紙片ハとの間の紙縫には「紫亭」と書き込まれており、これは(2)の徵收地を後で書き足したものと思われる。④事書きの部分は、「名目(リスト)」という表現が共通する以外は表現が一定していない。ただし、その多くが徵收に関する表現を持つており、(1)「税羊」、(2)「見得」、(3)「税已年出羊人」(5)「官稅掣家」がこれにあたる。このように、冒頭の書式は①日付や③徵收地の部分では共通

図1 S. 8446+8468+8445 の形態

						裏面
						表面
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						
(5)						
(6)						
ヘ	ホ	ニ	ハ	口	イ	
						S. 8468
						S. 8445
						S. 8446

性が見られるが、(4)事書きの部分では差異が大きく、
②徵收者の部分には欠落が目立つ。

次に、リスト部分については、すべてのテキストが
人名と羊の頭数との組み合わせを持つており、ほぼ
共通した書式を持っているといえる。しかし、(5)
ではヒツジ(白羊)とヤギ(羖／羖羊)とが区別され
おり、他と大いに異なっている。また、頭数の脇に
は、しばしば「又××口」や「残××口」などの書
き足しがある。⁽⁶⁾さらに、羊の頭数は(2)、(3)、(5)
ではほとんど全てが大字の漢数字で書かれているが、
他ではほとんどが小字である。なお、(1)、(2)、
(3)にはリストの最後に合計の表示がある。ただし、
(1)の合計は紙片口とハとの間の紙縫に「計羊八
九口」と書き込まっている。一方、(5)・裏(1)・B裏(1)には合計がなく、その他は末尾の欠落のため合計の有
無は不明である。このようにリスト部分においても全体的には書式上のばらつきが目立っている。

さらに、(3)の余白には(4)が書き込まれ、(5)の裏面には裏(2)が加えら
れている。ただし、これらの記入はいずれもリスト作成後に必要に応じて書き足されたものであり、通常の書式の

要素には入れることができない。(4)は徵収作業の際に誤つて羊を死なせてしまつた紫亭鎮の副使と監使とに対する事後処理の記録であり、裏(2)は常樂鎮の副使田員宗が新たに税羊を納めた際の証拠として書き込まれている「坂尻二〇〇二 七六一七七頁」。また、(5)末尾の追記には、まず丁未年(九四七)四月一二日にリストが作成されたあと、八月二〇日に左慈子から五二頭、十一月一九日に汜平水から二六頭を受領したことが書き込まれており、全部で七八頭になる。前述のように(5)には合計の項目が無いが、リストのすべての羊数を足すとちょうど七八頭になる。つまり、この場合は四月のリスト作成以後に、実際には二回に分けて羊が納入されたものと思われる。つぎに杜伍子の納めた羊がこれまでの記録に残つてないことから受領しなかつた旨が記されている。

以上のように書式上の特徴から見る限りこれらのリストが、同一の個人ないし機関によつて作成されたとは考えられない。なぜなら、それぞれのテキストは、リストの本体部分にほぼ共通性が見られるものの、冒頭部の相違が非常に大きいからである。また、リスト部分でも大字・小字の使い分けには相違があり、(5)のヒツジとヤギとを区別する表現は他と大きく異なるものである。さらに、これらのテキストが別々に作成されていることは紙色・紙質・筆跡・墨色がそれぞれのテキストで異なつてゐることからも傍証することができる。

そして、これらの別々に作成されたリストは、作成者から接合を行つた上位者へと送付されたと考えられる。なぜなら、(5)の冒頭の事書きの部分をみると「謹具名目」とあり、このリストが接合される以前は上申文書として機能していたことが明らかだからである。ほかのリストに関しても、(5)と一緒に連接されてゐることからみて、それぞれ同じところに提出されたものとみてよからう。

さらに、このような上位者は羊司であり、リストの作成者はそれぞれの鎮の駐在官である副使や監使たちである

と思われる。なぜなら、羊司は、(1)、(2)、(5)に徵収者として明記されており羊司が徵収の主体であったことは疑い無いからである。また、鎮の副使や監使たちが鎮側の責任者であったことは、(4)において税羊の損害を賠償させられていることからも明らかであり「坂尻二〇〇一七六頁」、徵収の際に作成されたリストも彼らの責任でまとめられたと思われるからである。つまり、一つに接合された S八四四六八十八四四五に關しても、それぞれのリストは常樂鎮や紫亭鎮の駐在官たちによつて作成され、そののち羊司に提出されて接合され、最終的には接合された状態で廃棄されたと考えられる。

4 リストの種類と税羊徵収過程

鎮側から提出された一〇のリストには内容に大きな差があり、文書の機能も異なつてゐる。まず、羊の頭数を見ると、これらのリストは羊の頭数の少ないリストと非常に多いリストとの二つに分かれている。⁽⁸⁾

● 頭数の少ないリスト

①徵収地 ②人數 ③平均頭數 ④合計

(1) 常樂	四六人	一・九頭	九〇頭	(6) 紫亭	一人	八二・九頭	九一二頭
(2) 紫亭	三〇人	三・三頭	一〇一頭	裏(1)	紫亭	一二人	一三四・五頭
(3) 紫亭	三一人	三・三頭	一〇六頭	B	紫亭	三六人	五〇・〇頭
(5) 常樂	三六人	二・一頭	七八頭	B裏(1)	紫亭	一二人	一三・五頭

A	紫亭	四四人	二・五頭	一一一頭	B裏(2)	紫亭	七人
				一〇〇・〇頭			一四〇〇頭

頭数の少ないリストのうちA以外は、前述のように書式のうえで冒頭部に徵収を意味する表現を持つており、徵集を受けて納入されたヒツジ・ヤギの頭数を示している納入頭数リストであることは疑いない。

これに対して頭数の多いリストは納入者が徵収の時点で所有していたヒツジ・ヤギの所有頭数リストであると思われる。なぜなら、頭数の多いリストでは合計頭数の多くが一〇〇〇頭を越えており、一人あたりの頭数も一〇〇頭以上のものが少くない。一方、納入頭数リストの合計頭数はみな一〇〇頭前後である。また、一人あたりの頭数も一〇一〇頭前後であり、平均でも二〇三頭である。このように頭数を比較する限り、両者が同じ納入頭数リストであるとは考えにくい。例えば、(2)丙午年(九四六)三月九日の紫亭鎮のリストに現れる馬竹訥の羊數は一頭に過ぎないが、五年後の(6)辛亥年(九五二)正月二七日の紫亭羊數名目では一六八頭である。⁽⁹⁾ 仮に(2)と(6)とが同じ納入頭数リストだとすれば、馬竹訥の納入頭数はわずか五年間で八〇倍以上に増加したことになり、常識的にはありえない。なお、このように、頭数の少ないリストが納入頭数リスト、多いリストが所有頭数リストであるとすると、Aのリストはその頭数が(2)、(3)と似通つており、やはり紫亭鎮の納入頭数リストであるといえる。

さらに、リストを五つの納入頭数リストと五つの所有頭数リストとに分けて比較すると、二種類のリストが互いに連関していることがわかる。常樂鎮の場合は所有頭数リストが残つておらず比較できないが、紫亭鎮のリストを比較すると、Aの納入頭数リストに(6)とBとの所有頭数リストが対応することに気づく。Aに対応する人名を(6)・Bから抜き出すと、(6)の所有者とBの所有者とは一人として重複せずにAの納入者に対応している「表11」。しかも、(6)・Bの所有頭数とAの納入頭数との比率は、全ての項目においておよそ所有頭数二〇～三〇頭につき納入頭数一頭の割合になつており、リストの所有頭数に基づいて一定の割合で納入頭数が決定されていることは明

らかである。なお、(6)・Bに記録されていながらAに現れない人名も存在する。⁽¹⁰⁾これらの人物の所有頭数はいずれも二〇頭以下であり、ほとんどが数頭しか所有していない。これらの人物は所有頭数が規定に達しなかつたため、徴収対象から除外されたのではないかと思われる。

また、Aと(6)とには共に冒頭部分に「辛亥年(九五一)正月廿七日紫亭羊數名目」という全く同じ記載を有している。このことは、辛亥年(九五一)正月二七日の紫亭鎮における税羊の徴収の際に、納入頭数リストと所有頭数リストとが同時に作成されていたことを示している。なお、このように(6)とBとの内容が互いに重なることなくAのリストに対応することは、(6)とBとがもともとは一つの所有頭数リストを構成していたことを示唆している。前述の形態的特徴の類似をも考えに入れれば、(6)とBとが同一文書の離れであることはもはや疑いない。⁽¹¹⁾

さて、上記のように税羊徴収の際には、所有頭数に応じて納入頭数が決められている。そして、このような作業を行うために、鎮管轄下の羊所有者の所有頭数を点検・確認する機能をもつた所有頭数リストと徴収結果を記録した納入頭数リストが作成されている。また、形態や書式の分析からわかるように、これらのリストはそれぞれの鎮駐在官たちによつて別々に作成され羊司に提出されている。これらのリストは最終的には徴収された羊の目録の役割を果たすはずであり、羊の引き渡しの際に羊とともに羊司に提出されたのであろう。

以上の点をまとめれば、税羊の徴収過程を次のように再現することができる。

- ①点検 鎮の副使・監使等が管轄下の羊所有者の所有頭数を点検し所有頭数リストを作成。
- ②徴収 このリストに基づいて副使・監使等が羊の徴収を行い、その結果を納入頭数リストとして作成。
- ③提出 徴収した税羊を所有・納入頭数リストと共に羊司に提出。

表11 納入頭数と所有頭数との対応

	納入A	所有(6)	所有B	泊都知	1		24
何擣羅	2	50		孟宣德	1		55 (5)
于羅悉鷄	1		30 (5)	朱判官	1	-----	-----
景都衙	6		160 (10)	楊平水	5		125
李竹子	2		50	陰都知	5		129 (4)
泊麵國	2		16 (6)	曹三	2		55 (5)
慕容荀婦	2+1		64 (14)	曹郎榮	1	-----	-----
李副使	4		100 (9)	酒司	2+1		62
楊乞氣喏	1	27		菜擣子	1	-----	-----
楊郎	1	22		何婆奴	1		25
景速多	5		134 (9)	何万達	1		25
景都知	2		58 (7)	何知客	1		25
楊山鷄	1		25	朱阿朵	1	-----	-----
孟押衙	6	164(14)		何悉鷄	1	-----	-----
王毒單 (餽丹)	2	47		善通	1	-----	-----
董胡八	2	-----	-----	馬竹訥	5+1	160 (8)	
唐万宣	1+1		41 (11)	監使	4	123 (9)	
宋般訥	1		21	唐万住	5	130 (5)	
王鎮使	8		290	朱幸千	6+1	166 (9)	
草澤使	2		40	再晟	1	-----	-----
王遊奕	3		75	于悉鷄	1	-----	-----
朱乞勿略	1		30	44 人	111 頭	889 (45)頭	1743 (87)頭
王鐵子	2		45		合計	2632 (132)頭	
楊家依婆	2		39 (欠2)		総数	2764頭	

※ () 内は「残」の頭数、-----は(6)やBに現れないことを示す

④事後処理 徴収時の過失に対する処分、追加徵収など。

おわりに

以上、形態や書式の分析から税羊文書は常樂鎮や紫亭鎮の駐在官たちから、税羊徵収作業の際に羊司に提出されたリストであることが明らかになった。また、これらのリストはその内容から所有頭数リストと納入頭数リストとの二種類に分けることができ、徵収対象となる人物の所有頭数に応じて一定の税率で羊の徵収が行われていたことも判明した。さらに、このような文書の処理過程と機能との分析を基に税羊徵収の過程を再現することができた。

これらの税羊文書は、帰義軍時代の敦煌オアシス周辺の牧畜経営の規模や方法、帰義軍政権の牧畜に対する関与のありかたを知るうえでまたとない史料であるといえる。本文書から得られる情報を活用し、敦煌オアシス地域における牧畜業の実態を明らかにしていくことが今後の課題である。

文 献 目 錄

- 池田温 一九七五 「沙州図經略考」『榎博士還暦記念東洋史論叢』 榎博士還暦記念東洋史論叢編纂委員会（編）、東京、山川出版社、三一、一〇一頁。
- 榮新江 一九九四 「英國図書館蔵敦煌漢文非佛教文献残巻目録(S.6981-13624)」台北、新文豊出版公司。
- 謝成俠（編著）一九八五 『中国養牛羊史（附養鹿簡史）』（中国農史研究叢書）北京、農業出版社。
- 坂尻彰宏一九九九 「沙州帰義軍政権と牧畜——家畜徵収文書の検討——」『内陸アジア史研究』一四、一三六頁（一九九八年十一月一日、於甲南大学、内陸アジア史学会大会発表要旨）。
- 一〇〇一 「帰義軍時代のチベット文牧畜関係文書」『史学雑誌』一一一、五七一八四頁。

注

- 向達 一九五七 「記敦煌石室出晋天福十年写本寿昌縣地境」『唐代長安与西域文明』同著、北京、三聯書店、四二九一四四二頁（原載『北平圖書館圖書季刊』新五一四、一九四四、一一一頁）。
- 張亞萍 一九九七 「晚唐五代帰義軍牧羊業管理機構—羊司」『敦煌學輯刊』一九九七一、一二八、一三一頁。
- 鄭炳林 一九九六 「唐五代敦煌畜牧区研究」『敦煌學輯刊』一九九六二、九二五頁。（再錄、同（主編）『敦煌帰義軍史專題研究』蘭州、蘭州大學出版社、一九九七、二〇五、二三八頁）。
- 土肥義和一九八〇 「帰義軍（唐後期・五代・宋初）時代」『講座敦煌 2 敦煌の歴史』榎一雄（編）、東京、大東出版社、二三三一、一九六頁。
- 乜小紅 二〇〇三 『唐五代宋初敦煌畜牧業研究』台北、新文豐出版公司。
- 李并成 一九九〇 「唐代瓜州（晋昌郡）治所及其有闕城址的調查与考証—与孫修身先生商榷」『敦煌研究』一九九〇三、二四二三、二四二四頁。
- （1）本文書中の羊の徵収に関する表現については本稿第三章参照。なお、「税羊」の「羊」はいわゆるヒツジ（白羊）だけではなくヤギ（羖／羖羊）「謝成俠一九八五、一四三、一四四頁」をも含む概念である。このことは後述のS八四四六十八四六八十八四四五（5）において、「羊数」の中に白羊と羖／羖羊とが含まれることからも明らかである。以下、本稿では家畜の種類を呼ぶ場合には「ヒツジ・ヤギ」とし、徵収の対象として両方を含めて言う場合には「羊」ないし「税羊」とする。
- （2）常樂は瓜州の西一一五里に位置しており「土肥一九八〇、二四三、二四九、二五〇頁注二」、現在の甘肅省安西県三益鄉六工近辺に比定されている「李并成一九九〇、三〇三一頁」。また、紫亭鎮の位置に関しては、向達氏によつて党河の上流にあたる現在の甘肅省肅北蒙古族自治州の党城灣鎮に比定されている「向一九五七、四三三、四三六頁」。これに対して、土肥氏は紫亭鎮の所在地を沙州の西南一二〇里にある寿昌からさらに西南一九八里近辺の位置に比定している「土肥一九八〇、二四六、二五〇頁注一〇」。しかし、向達氏の言うように『沙州圖經』の甘泉水（二

党河) 流域の記事中には「子亭(=紫亭)鎮」が現れしており「池田一九七五 五六・五七頁」、向達説の方が妥当であると思われる。

(3) 栄新江氏の年代比定は、S八四四六・十八四六八・十八四五裏面の裏(2)に見える常樂副使田員宗が作成した「常樂副使田員宗啓」(P二四八二B裏)が、一〇世紀半ばころに作成されたことを主な根拠としている。

(4) 写真は中国社会科学院歴史研究所他(編)『英藏敦煌文献』(漢文仏教以外部分)第一二卷、成都、四川人民出版社、一九九五、一三四一・三九頁参照。なお、録文中では抹消された文字には波線を付し、文字の上から別の文字を上書きして訂正してある場合は波線を付して直後の()括弧内に上書きされた文字を入れた。また、固有名詞には傍線を付し、別筆の書き込みや略花押は「」括弧内に入れた。

(5) 裏面の六個所に<From back of ch. iv. 0023. (?)>と書き込まれており、絹本の仏画「四觀音文殊普賢図」(BM. SP05, ch. iv. 0023)から再現されたものらしい。なお、この仏画については、ロデリック・ワーツト・フィールド(著)・上野アキ(訳)『西域美術—大英博物館スタン・コレクション—1 敦煌絵画 I』東京、講談社、一九八一、三一七頁、図版二三参照(ただし所蔵番号を誤つて ch. iv. 0023 とする)。

(6) これらの追記に関しては本稿注(8)参照。

(7) ただし、実際にリストの頭数を合計すると九〇頭になる。

(8) (3)・裏(1)、B、B裏(1)、B裏(2)の五つのリストには、①徵収地が明示されていないが、人名の多くが紫亭鎮のリストと重複するので、全て紫亭鎮のリストであることがわかる(栄新江一九九四 八九・九二頁)。

(9) 表2、5参照。なお、馬竹訥の(6)における頭数はリスト本文の一六〇頭に追記された「残」の八頭を足したものである。この「残」の追記は(6)とBとにのみ見られる。この両者が所有頭数リストであるとすると、こうした追記は頭数点検の際に見逃した羊を追加したものであると思われる。また、裏(1)の陳家小姐子やB裏(2)の陰定子・張清子には「捉羊」・「捉」の記載があり、Bの楊家依婆には「欠羊」の追記も見られる。おそらくこれらも所有頭数に関する何らかの追加分を示しているものと思われる。

(10) (6)では初満、帳設。Bでは泊夔羅、李夔羅、朱春芬、何倉曹、木羅單、龍平水、王虞候。

(11) Bと(6)とが同一文書の離れであるとすると、必然的にBと(6)との裏面も接合することになる。実際、裏面に現れる人名のうち、裏(1)の于悉鶏・董胡八、B裏(1)の朱阿朶・何悉鶏、B裏(2)の曹再晟・普通がAのリストに対応し、これらが紫亭鎮の同時期の所有頭数リストであることは間違いない。しかし、これらの裏面のリストはAには直接関係しない所有頭数リストであると思われる。なぜなら、董胡八の所有頭数と納入頭数との比率が四〇対二となり妥当な数値を示している以外は、先にあげた約二〇〇～三〇〇頭につき一頭の割合に全く合わないからである。

(日本学術振興会特別研究員)

*追記 本稿は平成十五年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

SUMMARY

A Study of Three Documents on Sheep and Goat Tax among the Dunhuang Manuscripts

Akihiro SAKAJIRI

Among the Dunhuang Manuscripts, there are three documents on sheep and goat tax (Stein document 8446+8468+8445, 8448A, 8448B). Although several studies have been made of these documents, little is known about their form, function, and contents. The purpose of this paper is to consider the form and function of these documents, the sheep and goat tax system in operation around the Dunhuang oasis.

Their form will reveal that these documents are addressed from resident officials of garrisons (*zhen 鎮*) to the sheep and goat office (*yang-si 羊司*) in the middle of the tenth century. These documents contain ten lists of sheep and goats in Zi-ting 紫亭 and Chang-le 常樂 garrisons, and the forms of the lists are different from each other. Added to this, one of the lists contains an expression indicating that the list was sent from someone lower to someone higher. It is clear that the former is the resident official of the garrison and the latter is the sheep and goat office collecting the taxes.

From their contents, these lists may be divided into two types. One of them comprises the lists of sheep and goats owned by inhabitants, the other one are the lists of sheep and goats collected as taxes. These two types lists are closely related to each other. We can recognize from comparing the two that the owners of the sheep and goats must pay one in approximately 20~30 sheep or goats in tax.

In conclusion, we can reproduce the tax system of sheep and goat as follows: 1) counting of sheep and goats around the garrisons, and composing the lists of sheep and goats owned by inhabitants, 2) collecting the sheep and goat tax, and composing the lists of sheep and goats collected as taxes, 3) handing over the sheep and goats to the sheep and goat office, 4) some management after the facts.

キーワード 敦煌文献 税羊文書 羊司 紫亭鎮 常樂鎮